

# 御厨地域まちづくり運営協議会第4回合同部会

日 時 令和8年2月16日（月）18:30～  
場 所 御厨公民館 第一会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 会長挨拶

### 3. 報告事項

#### ①役員会及び部会

- ・1/26 農林課・水産課と交渉 山下
- ・1/29 予算決算準備会 山下・佐々木龍・力武・福田・宮崎・松本・大橋
- ・2/9 まちづくり運営協議会合同研修会 山下・佐々木龍・福田・力武・宮崎・白波・加藤

#### ②移動（買い物）支援実績報告

- 2/1（10:30/1名/山下） 2/6（10:00/1名/長谷川） 2/6（11:00/1名/山下）
- 2/9（12:45/1名/山下） 2/10（9:30/1名/山下・加藤） 2/12（12:30/1名/山下）
- 2/13（12:30/1名/山下） 2/16（10:00/1名/山下） 2/16（14:00/1名/長谷川・加藤）
- ・総務広報部会 ・事業部会 ・支援部会 ・ふるさと未来部会

### 4. 協 議

#### ①各部会

- ・反省点と問題点
- ・次年度へ向けての活動計画（継続事業を含む）

#### ②まち協活動拠点として事務所の開設

出席者に意見を聞いて、合同部会終了後に理事会で、事務所を設置することを決定しました。

場所 御厨町里免321（有）山下商事所有の店舗

### 5. 依頼伝達事項

- ①第5回合同部会（第11回役員会を兼ねる） 3月16日（月）18時30分

### 6. 閉 会

# 御厨地域まちづくり運営協議会

## 講演会

参加料  
無料

御厨地域まちづくり運営協議会【名称：よかまちみくりや】は、老若男女を問わず郷土愛をもち、自ら考え自らの手で、より良いまちを作り、誇れるまちにしたいという住民の願いから令和7年に生まれ、多くの仲間とともに、より良い近未来を創って行きたいと活動を進めています。



そこで今回、御厨町出身の久原巻二氏（現在：長与町在住）を講師に招き講演会を開催いたします。

多くの皆様に、ご来場いただきたくご案内いたします。

開催日

令和8年 月 日( )  
午後3時～

会場

御厨公民館

講師

久原 巻二 氏



松浦市御厨町生まれ  
昭和43年県立松浦高等学校卒業（第4回生）  
県立猶興館高等学校校長を経て、平成22年県立  
佐世保北中学校・高等学校校長にて定年退職  
現在「長与の地理と歴史を学ぶ会」会長

演題

『ココロねっこ運動』

お申し込み

申し込みは不要です  
どなたでもご参加できます

問い合わせ先

： 御厨地域まちづくり運営協議会

電話 090-2201-7003

御厨まちづくり運営協議会のホームページ「よかまちみくりや」で、「よかまちみくりや」の活動内容を見ることができます。

御厨地域まちづくり運営協議会

よかまち みくりや「大岳山登山道プロジェクト」

# みんなで大岳山登山の整備

## ～仲間と御厨の名所を創る～

長崎県には一等三角点が22ヶ所に設置されています。

御厨町の大岳288.75m(北緯33度20分06秒 東経129度38分50秒)の頂上には一等三角点があり、以前は頂上からは松浦湾から御厨町全体を望むことができました。現在は整備が追いつかず頂上からの展望は難しくなっています。

そこで、御厨地域まちづくり協議会でふるさとの未来に残す事業として大岳山の登山道や頂上の整備を行い、多くの方に登山していただき、御厨の良さを再確認する事業を進めていきたいと、昨年から活動を開始しました。

この度、松浦市の支援も受け西田良一さんを中心に本格的に頂上、登山道の整備事業を下記の要領で実施します。多くの皆様に、ご参加いただきたくご案内致します。

記

1 日・時 令和8年3月15日(水) 9:00作業開始

2 集合 大岳神社前に8時30分集合

※悪天候時の態度決定は、8:45大岳神社集合場所にて

3 持参品 草刈り機・チェーンソー・釜・草刈り、枝切りできる用具等がありましたらご持参ください

水筒(ペットボトル)・帽子・軍手・タオル・軽食

4 その他 参加者は、作業に適した服装でご参加ください。

登山道が荒れていますので、小さいお子様の同伴はご遠慮ください。

車で来場の方は、各自で駐車場所の確保をお願いします。

・悪天時は、延期とします。

## 御厨地域まちづくり運営協議会旅費規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、御厨地域まちづくり運営協議会（以下「本会」という。）の活動上必要な会議、研修、行事その他へ出席・参加（以下「出張」という。）する場合の旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （旅費の支払いの発生）

第2条 行政その他の関係機関等からの文書(FAX・メールを含む)による正式な命令、依頼案内がある場合、又はその他の理由で会長が必要と認めた出張の場合、旅費として必要な限度で支払うものとする。

2 本会の事業として、講演・研修会・勉強会等を行う場合で、部外から講師を招致する為の旅費は、謝礼金に含めて支払うものとする。

### （旅費の区分と支払基準）

第3条 本規定で扱う旅費の区分と支払基準は別表(次頁)による。

### （請求方法）

第4条 会長は第2条の支払要件が発生した事実を会計・事務局へ連絡する。

### （支払方法）

第5条 会計は第3条・第4条に基づき、努めて早期に後払いする。

### （財務の記録）

第6条 支払い際し、出張者から用件が記入された領収証を受領し保管する。

附則 この規程は、令和7年9月1日から実施する。

旅費の区分と支払基準

区 分	支払基準		備考
	定 額	実 額	
交 通 費	市 内 1回につき 旧市内 支払なし (福 島) 1 0 0 0 円 (鷹 島) 2 0 0 0 円		通常は定額とする。 特別な場合は会長の判断で実額とすることもある。
	市 外 1回につき (県北部) 3 0 0 0 円 (県南部) 6 0 0 0 円		
	宿 泊 日 当	1日あたり 9 0 0 0 円	

※ 県北部は佐世保市、平戸市、西海市、佐々町、川棚町、波佐見町、東彼杵町

※ 県南部は大村市、諫早市、長崎市、島原市、南島原市、雲仙市、時津町、長与町

※ その他、離島・県外などの出張については実額とする。